

第 157 回

各務原市都市計画審議会

議事要旨

日 時 : 令和 8 年 2 月 9 日(月) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

場 所 : 産業文化センター4 階 第 2 学習室

出席者：福島会長、瀬川副会長、伊藤委員、松岡委員、林委員、各務委員、河合委員、塚原委員、五十川委員、古川委員、池戸委員  
欠席者：平野委員、鶴田委員、岡田委員、山田委員

《1.開会》

【事務局】

本日は、委員15名のうち、現在11名の方のご出席をいただいております。各務原市都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、定足数に達しており、本審議会が成立していることを確認いたします。

《2.会長挨拶》

(会長 挨拶)

《3.審議事項》

【事務局】

次第3. 審議事項に移りたいと思います。本日の案件は、4件でございます。それでは、福島会長の進行により進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【福島会長】

それでは、まず本日の傍聴希望はありますか。

【事務局】

傍聴希望はありません。

【福島会長】

続きまして、あらかじめ議事録の署名者を、せん越ながらこちらから指名させていただきます。塚原委員と河合委員にお願いしたいと思います。宜しくお願いします。

(両委員 了解)

【福島会長】

それでは、議第1号から議第4号までは、相互に関連がありますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】

(説明)

【福島会長】

以上事務局からの説明について、ご意見・ご質問ございませんか。

【松岡委員】

既存工業団地と隣接した計画ということですが、大型トラック等の搬入車両の交通はどのように考えているのでしょうか。大型車両が周辺の集落地内の道路を抜け道とするなどの心配はないでしょうか。また、周辺の集落地に対し、どのような配慮がされますか。

【事務局】

当該区域と北側の既存工業団地の間には、既に北側の既存工業団地内の工場が使用している2車線道路が整備されているため、本道路を使用することを予定しています。新規工場の乗り入れは全て区域北側に設置予定であり、工場の搬入車両等はこの2車線道路を通行する予定です。

また、周辺の集落地に対する配慮として、工場の周囲に緩衝帯5.0mを整備し、周辺環境や景観に配慮する予定です。さらに、今回新たに決定予定の地区計画においても、緑地を適切な位置に誘導するよう方針に定める予定です。

【松岡委員】

今回の変更に伴い、農業振興地域が工業地に変更となりますが、治水に関して配慮した点、指導した点を教えてください。

【事務局】

開発指導要綱により、周辺環境に影響の無いような調整池容量を確保してまいります。

【松岡委員】

これは意見としてですが、開発指導要綱の基準による調整池の確保に加え、以前は山から出てくる水を農地で保水していたという経緯があると考えられているため、その点も踏まえて、積極的に周辺環境へ配慮するような計画となるよう検討していただきたいです。

【瀬川委員】

P2-4に「周辺の自然環境や住環境に十分な配慮をしながら」と記載がありますが、当該区域南側には新境川が流れておりますので、川への影響や周辺の緑豊かな環境にも配慮していただきたいです。

【事務局】

調整池については、該当区域南側の土地が低い位置に設置予定であり、当該区域の水はすべて本調整池を経由して区域外に排水する計画となっております。

【河合委員】

現在既存の工業団地では駐車場不足となっており、農地転用の許可依頼を多くいただいている状況にあります。

今回の変更箇所の西側は優良農地であり、駐車場不足によって農地転用されるのは望ましくありません。駐車スペースはどのように計画されていますか。

【事務局】

新規工場に必要な駐車スペースを敷地内に確保することを予定しております。

【福島会長】

区域内に既存の駐車場がありますが、既存駐車場と新たに進出する2社との関連性について教えてください。

【事務局】

区域内の既存駐車場については、北側の既存工業団地の駐車場となっており、継続して使用していただく予定です。今回設置する駐車スペースは新たに進出予定の2社の駐車場として計画しております。

【五十川委員】

当該区域内に民家が1軒ありますが、今後は従業員の居住地を拡充する計画はありますか。また、民家1軒に対する配慮はありますか。

【事務局】

当該区域は、用途地域が新たに指定されることに伴い工業専用地域となり、住宅が建築できない区域となります。また、当該民家の住民については、開発事業者から工場立地に関する説明を受けていると聞いており、市で開催した地元説明会にも参加しておりましたが、特に反対意見等はありませんでした。工場の周囲には、緩衝緑地帯を設けることで、周辺環境に配慮した計画とする予定です。

【福島会長】

残る 1 軒の民家については、既存不適格になりますが、建て替え等に関する規定はありますか。

【事務局】

建て替えについては、条例で緩和規定を設けております。規定が適用される範囲内であれば、建て替え可能としております。

【福島会長】

議案書の作成について、議案書P2-3「人口フレーム」の記載ではなく、市街化区域及び市街化調整区域がどのように変更となるのか新旧対照表等を記載した方が良いのではないのでしょうか。また、人口フレームを記載するのであれば、人口フレームが区域区分にどのように影響するのか記載した方が良いと考えますが、いかがでしょうか。

【事務局】

区域区分につきましては、県決定であるため、岐阜県と共同で資料を作成しております。本議案資料とは別に、区域区分の総括表を作成しており、こちらに新旧対照表を示しております。今後、区域区分の変更に関するご審議をいただく場合は、こちらの総括表も合わせてご審議いただきたいと存じます。

【福島会長】

意見としてですが、地区計画の方針に緑化についての記載がありますが、図面等で示しているわけではないため、しっかりと指導していただくとよいと思います。

本日の審議の中では、反対意見等は無かったように思います。

本審議会に意見の求めがありました議第1号の県決定事項について、原案どおり異存ないと認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【福島会長】

ご異議ないようですので、議第1号につきまして、原案どおり異存ないと、回答します。

続きまして、議第2号～議第4号の市決定事項につきまして、各務原都市計画の上から適当と認めて、市長に答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

【福島会長】

ご異議ないようですので、議第2号～議第4号につきまして、各務原都市計画の上から適当と認めて、市長に答申します。

それでは、司会進行を事務局の方にお返しをしたいと思います。

【事務局】

福島会長、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第157回各務原市都市計画審議会を閉会いたします。

---

ここに本審議会の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

委員： 塚原 甫

---

委員： 河合 正嘉

---